

# 令和4年度実施施策に係る事前分析表

(文R4-10-1)

施策名	原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保			部局名	研究開発局 原子力損害賠償対策室	作成責任者	川口 司		
施策の概要	原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施する。						政策評価 実施予定時期	令和5年度 以降に予定	
施策の予算額(当初予算) (千円)	令和3年度		令和4年度		施策に関する内閣の 重要施策(主なもの)	「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和3年3月9日閣議決定(改定)) 1. (2) ③ など			
	0		0						
達成目標1	東京電力福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について、早期の被害者救済措置を図るため、被害の実態に応じて、原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施する。				目標設定の 考え方・根拠	①「原子力損害の賠償に関する法律」第18条第2項第2号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」とされているため。 ②「原子力損害の賠償に関する法律」第18条第2項第1号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」とされているため。			
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	H26年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R12年度	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・被害者の迅速・公平な救済のためには、日々申し立てられる案件を着実かつ速やかに処理していく必要がある。日々新たな申立てがあるため、実績値が100%となるのは困難であり、申立件数が年によって増大する可能性もある。このことを踏まえ、90%の目標は平成29年度には超えることができているため、これを下回らないようにしつつ、令和12年度には平成29年度から令和3年度までの5年間の平均である95%の手続きが終了することを目指し、目標値を設定した。  【指標の根拠】 ・分母：受理した申立ての件数(累計) 分子：和解仲介手続きが終了した案件の数(累計)  【出典】文部科学省調べ	
①原子力損害賠償紛争解決センターにて受理した申立て件数(累計)のうち、手続きが終了した案件(累計)の割合 ※各実績値は、当該年度の12月末日時点におけるもの。	81%	92%	95%	96%	97%	97%	95%		
	年度ごとの目標値	90%	90%	90%	90%	90%			

測定指標	基準値	H23年度	原子力損害の範囲の全体像を示した「中間指針」、自主的避難等に関する損害を示した「中間指針第一次追補」、政府による避難区域等の見直し等に係る損害を示した「中間指針第二次追補」を策定した。	
②原子力損害賠償紛争審査会における指針の策定及び賠償状況の把握	実績	H29年度	原子力損害賠償紛争審査会（以下、審査会）において被災地の視察を行うとともに、中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施した。また、審査会において、「地方公共団体における不動産の賠償について」、「地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて」をとりまとめた。	
		H30年度	原子力損害賠償紛争審査会（以下、審査会）において被災地の視察を行うとともに、中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施し、中間指針第四次追補に示されている住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定を行った。	
		R1年度	原子力損害賠償紛争審査会（以下、審査会）において被災地の視察を行うとともに、審査会を開催し、中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施した。	
		R2年度	原子力損害賠償紛争審査会（以下、審査会）において被災地の視察を行うとともに、審査会を開催し、中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施した。	
		R3年度	原子力損害賠償紛争審査会（以下、審査会）において被災地の視察を行うとともに、審査会を開催し、中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施した。	
	目標	R12年度	被災地の実情を踏まえつつ、中間指針等に基づく東京電力による賠償状況の確認を行う。	
	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	<p>【測定指標及び目標値の設定根拠】  「原子力損害の賠償に関する法律」第18条第2項第2号において、原子力損害賠償紛争審査会の事務として「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」と規定されている。また、被害者の迅速・公平な救済のためには、被災地の実情を踏まえつつ、中間指針等に基づく東京電力による賠償状況の確認を行う必要がある。</p> <p>【出典】文部科学省調べ</p>		
達成手段 (開始年度)	関連する 指標	行政事業レビュー 番号	備考	
原子力損害賠償紛争審査会等 (平成23年度)	①②	復興庁0042	東日本大震災復興特別会計	
昨年度事前分析表からの変更点	測定指標①について、近年の実績を踏まえ、目標値を更新した。			